

指定障害福祉サービス等事業者 様
(京都府内の事業所(京都市内除く))

京都府健康福祉部障害者支援課長
(公 印 省 略)

サービス管理責任者等実践研修に係る6月以上の実務経験(OJT)の届出について

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者(以下「サービス管理責任者等」という。)の研修体系については、令和元年度の制度改正に伴い、令和3年度から実践研修を実施しています。

この実践研修を受講するに当たっては、基礎研修修了者となった後に必要な実務経験(OJT)が「2年以上」とされていますが、令和5年6月30日の告示改正により、新たに、基礎研修受講開始時において既に実務経験者である者が、実践研修を受講するための実務経験(OJT)として障害福祉サービスに係る個別支援計画の作成の一連の業務に従事し、その旨を指定権者に届け出ている場合は、例外的に「6月以上」とされました。

「2年以上の実務経験(OJT)」は相談支援業務や直接支援業務を含む幅広い取扱いとされており、研修受講に当たって指定権者への届出は不要ですが、今回新たに追加された「6月以上の実務経験(OJT)」は「個別支援計画の作成の一連の業務」と限定され、指定権者への届出が必要です。

届出の手續や様式等に関して、京都府内の事業所(京都市内除く)については以下の措置を講じることとしますので、事業者は対象者に周知いただくとともに、対象者が適切に研修を修了できるよう御留意ください。

記

1 実務経験(OJT)を「6月以上」とすることができる者【例外措置】

基礎研修受講開始時まで既に一定の経験年数がある者が対象となるため、あくまでも例外的な措置となります。

例外措置の対象となる者は、基礎研修及び相談支援従事者初任者研修講義部分の両方を修了した者(以下「基礎研修修了者」という。)であり、基礎研修のみの修了では要件を満たしません。

また、次の要件をいずれも満たすことが必要です。

(1) サービス管理責任者等の配置に係る実務経験

基礎研修受講開始時において既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件(相談支援業務又は直接支援業務3～8年)を満たしていること。

なお、受講開始時について、WEB講義視聴開始日と集合研修日がある場合はいずれか早い日となります。

(2) 6月以上の実務経験(OJT)の内容

「個別支援計画の作成の一連の業務」に従事していること。基礎研修及び相談支援従事者初任者研修講義部分の両方の修了証書の交付日以後に当該業務に従事した期間が6月以上あることが必要であり、具体的な業務内容は置かれている立場により異なります。(次ページ表中に記載の区分(ア)～(ウ)のいずれか)

また、その業務に従事することについては指定権者に届出を行っている必要があります。

さらに、個別支援計画の作成は延べ10人分以上(同一人物について新規計画作成及び見直しをした場合や、同一人物について2回計画を見直した場合は延べ2人となります。)行う必要があり、単にその業務に従事して6月以上が経過するのみでは要件を満たしません。

区分	業務内容
(ア)	基礎研修修了者 ➡④、⑤、⑥' の全て
(イ)	やむを得ない事由による措置としてサービス管理責任者等とみなして配置されている場合 ➡④、⑤、⑥、⑦、⑧の全て ※【注意】配置される場合は指定権者へ事前相談が必要です。
(ウ)	令和3年度末までに実務経験者が基礎研修修了者となり、経過措置対象者としてサービス管理責任者等とみなして配置されている場合 ➡④、⑤、⑥、⑦、⑧の全て ※【注意】配置される場合は、サービス管理責任者等として指定権者への配置届が必要です。

※「基礎研修修了者」とは、「サービス管理責任者等基礎研修」「相談支援従事者初任者研修講義部分」の両方を修了した者です。
(以下同じ)

業務内容の詳細
④ 利用者について面接した上でアセスメントを行い、適切な支援内容の検討を行う。(基準省令第58条第2～3項等参照)
⑤ アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき個別支援計画の原案を作成する。(基準省令第58条第4項等参照)
⑥ 個別支援計画の作成に係る会議を開催し、上記原案の内容について担当者等から意見を求める。(基準省令第58条第5項等、解釈通知第四の3(7)②ア等参照)
⑥' サービス管理責任者等が開催する⑥の会議に参画する。
⑦ 上記原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得、個別支援計画を利用者に交付する。(基準省令第58条第6項等、解釈通知第四の3(7)②イ、ウ等参照)
⑧ 定期的に個別支援計画の実施状況の把握及び利用者についての継続的なアセスメント(モニタリング)を行い、少なくとも6月に1回以上個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行う。(基準省令第58条第8項等、解釈通知第四の3(7)②エ等参照)

※④～⑧は個別支援計画見直しの際にも行います。

2 6月以上の実務経験(0JT)実施に係る届出様式及び届出時期等

全国で統一した様式は存在しないため、都道府県によって対応等が異なります。

本府(京都市内除く)では以下のとおりとします。なお、京都市内事業所については京都市へ御確認ください。

- ・ 届出様式：常時京都府ホームページに掲載
- ・ 届出時期：【1回目】6月の実務経験(0JT)実施開始前(もしくは0JT実施開始後速やかに)
【2回目】6月の実務経験(0JT)完了後
※実務経験(0JT)を実施した事業者からの届出が必要です。
※各届出の提出締切日は、年度毎の実践研修実施要領等でお知らせします。
- ・ 届出先：各保健所
※実践研修の申込先(研修実施機関)ではありませんので御注意ください。
※6月の実務経験(0JT)に係る届出内容は当課に集約されます。

3 実務経験の確認(実践研修修了後)

実際にサービス管理責任者等として配置する際には、実務経験証明書等を各保健所に提出していただきます。万が一、6月の実務経験(0JT)に係る届出内容に不備があったことが発覚した場合、審査の過程で配置の要件を満たさないと判断されることがあります。

各種実務経験の内容について御不明な点がある場合は、管轄の保健所へお問い合わせください。

4 その他留意事項

- ・ **転職**や**法人内の異動**等により、複数事業所での**6月未満の実務経験（OJT）**を通算して「6月以上の実務経験（OJT）」とする場合、それぞれの事業所からの届出が必要です。
- ・ **京都府外**に所在地を有する事業所から京都府実践研修の受講を希望する場合は、【**他都道府県用**】の様式を京都府障害者支援課まで御提出ください。なお、事業所所在地における指定権者への配置届や6月以上の実務経験（OJT）に係る届出書等の写しも併せて御提出ください。

提出方法：電子メールにより提出

提出先：京都府 健康福祉部 障害者支援課（E-mail：shogaishien@pref.kyoto.lg.jp）

提出時期：年度毎の京都府実践研修実施要領に記載の研修受講申込期間